

事 務 連 絡
令和7年11月10日

事 業 主 様

東京文具工業健康保険組合

健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証等の利用に関するお知らせ
及び一括職権交付による「資格確認書」の送付について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在使用いただいております健康保険証につきましては、令和7年12月1日をもって廃止され、令和7年12月2日以降は使用できなくなります。

健康保険証の廃止に伴い、令和7年12月2日以降に加入者様が医療機関等を受診する際は、原則マイナ保険証を利用してご受診いただくこととなりますが、何らかの理由により、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方等については、資格確認書を使用して受診いただくこととなります。

つきましては、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方等を対象として、下記のとおり資格確認書を一括職権交付いたしますので、資格確認書が届きましたら、お手数をおかけいたしますが、対象者の方へお渡しくделаいませう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 資格確認書の一括職権交付対象者

令和6年12月1日以前に資格取得された被保険者等の方で、当組合に登録しております令和7年9月末時点のデータを基に、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用登録されていない方等が対象となります。

※ 対象となる方は、以下の方となります。

- ① マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をされていない方
- ② マイナンバーカードをお持ちでない方（マイナンバーカードを返納された方を含む。）
- ③ マイナ保険証の利用登録を解除された方
- ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

なお、令和6年12月2日以降に、すでに当組合より資格確認書を発行済みの方につきましては、今回の一括職権交付の対象者からは除かれますので、ご留意ください。

2. 発送の時期等

委託業者より、令和7年11月26日（水）頃に貴事業所宛にお届けできるように発送いたします。

3. その他

- 令和7年10月1日以降に資格確認書が必要となられた方につきましては、随時、職権交付にて資格確認書を発行しております。
- 一括職権交付の対象者の方で、すでに当組合の資格を喪失されている方がいらっしゃる場合には、大変お手数をおかけいたしますが、当組合まで資格確認書をご返送くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 一括職権交付の対象者がいらっしゃらない事業所様につきましては、資格確認書の発送はございませんので、ご承知おきください。
- 現行の健康保険証については、令和7年12月2日以降は無効となりますが、当組合へ返却いただく必要はございません。ご自身で処分していただきますよう、お願いいたします。

※ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

東京文具工業健康保険組合
業 務 部 業 務 課 資 格 係
電 話 03-3866-8141
ダイヤル番号 「 1 」